**原稿掲載例**

**◆職場のハラスメント撲滅月間◆**

文字数：245文字

|  |
| --- |
| **12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！**厚生労働省ではハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「ハラスメント撲滅月間」としています。事業主の方は、実効性のあるハラスメント防止対策を講じてください。また、働く人自身も、上司・同僚・部下をはじめ取引先等仕事をしていく中で関わる人たちをお互いに尊重することで、皆でハラスメントのない職場にしていくことを心がけましょう。【問い合わせ先】茨城労働局雇用環境・均等室　☎029-277-8295 |